第四十六条第二項中「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」及び「これらの者」を「薬剤師等」に改める。

第四十九条の見出しを「（処方箋医薬品の販売）」に改め、同条第一項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同項ただし書中「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」を「薬剤師等」に改め、同条第二項中「処方せん」を「処方箋」に改める。

第五十条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第三十六条の三第一項」を「第三十六条の七第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　要指導医薬品にあつては、厚生労働省令で定める事項

第五十六条第四号中「第五十条第七号」を「第五十条第八号」に改める。

第五十七条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品及び一般用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これらを区別して陳列しなければならない。

第六十条及び第六十二条中「第五十条第七号」を「第五十条第八号」に改める。

第六十九条第一項中「、第二十二条」を削り、「第八十条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第二項中「第九条（」を「第九条の二、第九条の三、第十条」を「若しくは第二項（第四十条第一項において準用する場合を含む。）、第九条の二から第九条の四まで、第十条第一項」に改め、「第二項において準用する場合を含む。）」の下に「若しくは第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十六条第二項」を「第二十六条第四項」に、「第三十六条の二」を「第三十六条の六」に、「第三十六条の五」を「第三十六条の九」に、「若しくは第七十七条の五第三項」を「、第七十七条の五第三項」に改め、「第六項」の下に「若しくは第八十条第四項」を加える。

第七十二条第四項中「第二十六条第二項第一号」を「第二十六条第四項第一号」に改める。

第七十二条の二第一項中「第二十六条第二項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改める。

第七十五条第一項中「第二十六条第二項第三号」を「第二十六条第四項第三号」に改める。

第七十六条中「第四条第二項」を「第四条第四項」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第七十六条の四中「もの（」の下に「以下この条及び」を加え、「又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列しては」を「所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用しては」に改める。

第八十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売し、又は授与する場合については、政令で、第三章、第四章及び第五章の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第八十三条第一項中「第三十六条の六第一項（同条第五項において」を「第九条の三第一項、第二項及び第四項、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を」に、「第七条第三項」を「次項、第七条第三項」に改め、「及び第十条」の下に「（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第八条の二第一項」を「同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号ロ、第二十五条第二号、第二十六条第三項第五号、第二十九条の二第一項第二号、第三十一条、第三十六条の九（見出しを含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第一項」に改め、「飼育者」と」の下に「、第九条第一項第二号中「一般用医薬品（第四条第五項第五号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）」とあるのは「医薬品」と」を加え、「販売する」を「販売し、又は授与する」に、「一般用医薬品（医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）」とあるのは「医薬品」と、同条第二号、第三十一条、第三十六条の五（見出しを含む。）、第三十六条の六第三項及び第五項並びに第五十七条の二第二項中「、」を「要指導医薬品（第四条第五項第四号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は」に、「第二十八条第三項」を「次項及び第二十八条第三項」に、「第三十六条の四第一項」を「同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十六条の八第一項」に、「第三十六条の五第二号」を「第三十六条の九第二号」に、「第三十六条の六第二項」を「第三十六条の十第三項及び第四項」に改め、「、第三十八条中「準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（店舗販売業にあつては、その店舗の所在地が第二十六条第一項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と」を削り、「処方せん医薬品」を「処方箋医薬品」に、「処方せんの」を「処方箋の」に、「第五十条第六号」を「第五十条第七号」に、「第三十六条の三第一項」を「第三十六条の七第一項」に、「同条第十号」を「同条第十一号」に、「の処方せん」を「の処方箋」に、「同条第十二号」に、「、第五十七条の二第二項」を「、第五十七条の二第三項」に改める。

第八十三条の二の二第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第四項」に、「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同条第二項中「及び第三十六条の六第二項」を「並びに第三十六条の十第三項及び第四項」に、「一般用医薬品」を「薬局医薬品（第四条第五項第三号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。）」に、「」と、「ならない。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品については、この限りでない。」とあるのは「ならない。」を「以外の医薬品」に、「同項」を「第三十六条の十第三項」に改め、「従事する者」と」の下に「、同条第四項中「当該薬剤師又は登録販売者」とあるのは「当該販売又は授与に従事する者」と」を加え、「第三十六条の五、第三十六条の六第三項」を「第三十六条の九、第三十六条の十第五項」に改める。

第八十三条の九中「授与し、又は販売若しくは」を「若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者（販売又は」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「陳列した者」の下に「に限る。）」を加える。

第八十七条第一号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、「含む。）」の下に「又は第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（薬剤師法の一部改正）

第二条　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二の見出しを「（情報の提供及び指導）」に改め、同条中「薬剤師は」の下に「、調剤した薬剤の適正な使用のため」を加え、「調剤した薬剤の適正な使用のために」を削り、「提供しなければ」を「提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条、第十一条、第十二条及び第十六条の規定　公布の日

二　附則第十七条の規定　薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（薬局開設等の許可の申請に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第四条第一項又は第二十六条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。